

千葉市ケアラー支援条例（案）の概要について

1 条例検討に至った経緯

本市において、ケアラーやケア対象者が抱える悩みを一家庭の問題ではなく社会の問題として認識し、誰一人取り残すことなく、全てのケアラーが希望をもって自分らしく生きることができる地域社会の実現を目指すべく、千葉市議会の超党派議員で構成する「政策調整会議」及び「政策調整プロジェクトチーム」において、ケアラー支援条例の制定を検討するに至りました。

今回、条例（案）の概要に対する市民の皆様からのご意見を募集し、その結果を反映した「議員提出議案（発議）」による条例制定を行う予定です。

2 条例（案）の概要

項 目	内 容
条例趣旨	人は、一生のうち、誰もがケアを受ける側にも、ケアをする側にもなります。介護や看護、日常生活のお世話などのケアは、社会を支えるために欠かせない大切なものです。そして、ケアをしているケアラーも、大切にされなければなりません。 ケアラーだけに負担が集中して、社会から孤立してしまうことで、心や体の健康を損なったり、人生の選択が難しくなったり、自分らしく生きることを諦めたりすることがあってはいけません。 ケアを必要とする人はさまざまで、ケアが必要となる理由や、必要なケアの範囲も広がっています。 その一方で、「ケアは家族がするもの」という考え方が、根強く残っています。そのため、ケアの悩みが家庭の中だけの問題として捉えられ、周りから見えにくいことがあります。また、自分がケアラーであることに気付くことも簡単ではありません。 こうした状況を踏まえ、千葉市はケアラーやケア対象者が抱える悩みを、一つの家庭だけの問題ではなく、社会全体で考える問題として捉えます。そして、ケアラーやケア対象者の声を市の取組に反映し、誰一人取り残すことなく、すべてのケアラーが希望を持って、自分らしく暮らすことができる地域社会を目指して、この条例を制定します。
目的	この条例は、ケアラーやケア対象者を社会全体で支えるため、ケアラーを支援するときの基本的な考え方を定めるものです。また、市が果たす役割、市民、事業者、関係機関、学校などが果たす役割を明らかにし、ケアラー支援を進めるために必要な基本的な事項を定めます。 これらの取組を総合的かつ計画的に進めることで、ケアラーの負担を軽くしたり、なくしたりし、すべてのケアラーが自分らしく、健康で文化的な生活を送ることができる地域社会を実現することを目的とします。

定義	<table border="1"> <tr> <td>ケア</td><td>介護、看護、日常生活の世話など、必要な手助けをすること。</td></tr> <tr> <td>ケアラー</td><td>高齢や障害、病気などによって手助けを必要としている親族、友人などの身近な人に、無償でケアをしている人。</td></tr> <tr> <td>ヤングケアラー</td><td>ケアラーのうち、１８歳未満の人。</td></tr> <tr> <td>若者ケアラー</td><td>ケアラーのうち、１８歳以上おおむね４０歳未満の人。</td></tr> <tr> <td>ケア対象者</td><td>ケアラーからケアを受けている人。</td></tr> <tr> <td>市民等</td><td>市内に住んでいる人、働いている人、学校などに通っている人、または市内で活動している団体。</td></tr> <tr> <td>事業者</td><td>市内で事業を行っている人や会社など。</td></tr> <tr> <td>関係機関</td><td>介護、障害のある人や子どもの支援、医療、教育、児童福祉などの仕事を行い、その仕事を通して、日頃からケアラーと関わっている、または関わる可能性がある機関。</td></tr> <tr> <td>学校等</td><td>関係機関のうち、ヤングケアラーや若者ケアラーと関わっている、または関わる可能性がある学校など、教育に関する仕事を行う機関。</td></tr> <tr> <td>民間支援団体</td><td>ケアラーを支援することを目的として活動している民間の団体。</td></tr> </table>	ケア	介護、看護、日常生活の世話など、必要な手助けをすること。	ケアラー	高齢や障害、病気などによって手助けを必要としている親族、友人などの身近な人に、無償でケアをしている人。	ヤングケアラー	ケアラーのうち、１８歳未満の人。	若者ケアラー	ケアラーのうち、１８歳以上おおむね４０歳未満の人。	ケア対象者	ケアラーからケアを受けている人。	市民等	市内に住んでいる人、働いている人、学校などに通っている人、または市内で活動している団体。	事業者	市内で事業を行っている人や会社など。	関係機関	介護、障害のある人や子どもの支援、医療、教育、児童福祉などの仕事を行い、その仕事を通して、日頃からケアラーと関わっている、または関わる可能性がある機関。	学校等	関係機関のうち、ヤングケアラーや若者ケアラーと関わっている、または関わる可能性がある学校など、教育に関する仕事を行う機関。	民間支援団体	ケアラーを支援することを目的として活動している民間の団体。
ケア	介護、看護、日常生活の世話など、必要な手助けをすること。																				
ケアラー	高齢や障害、病気などによって手助けを必要としている親族、友人などの身近な人に、無償でケアをしている人。																				
ヤングケアラー	ケアラーのうち、１８歳未満の人。																				
若者ケアラー	ケアラーのうち、１８歳以上おおむね４０歳未満の人。																				
ケア対象者	ケアラーからケアを受けている人。																				
市民等	市内に住んでいる人、働いている人、学校などに通っている人、または市内で活動している団体。																				
事業者	市内で事業を行っている人や会社など。																				
関係機関	介護、障害のある人や子どもの支援、医療、教育、児童福祉などの仕事を行い、その仕事を通して、日頃からケアラーと関わっている、または関わる可能性がある機関。																				
学校等	関係機関のうち、ヤングケアラーや若者ケアラーと関わっている、または関わる可能性がある学校など、教育に関する仕事を行う機関。																				
民間支援団体	ケアラーを支援することを目的として活動している民間の団体。																				
基本理念	市におけるケアラー支援は、次の考え方を基本理念として進めます。 - すべてのケアラーとケア対象者が、一人の人として大切にされ、健康で文化的な生活を送ることができるようにします。 市、市民、事業者、関係機関、民間支援団体など、さまざまな人や団体が互いに連携し、ケアラーが孤立しないよう、社会全体で支えます。 - ヤングケアラーへの支援では、ヤングケアラーとしての時期が、社会の中で自立して生活していくための力を身につけ、人として成長していく大切な時期であることを踏まえて、必要な教育を受ける機会を確保し、心と体が健やかに成長し、自立できるよう支援します。 - 若者ケアラーへの支援では、若者ケアラーとしての時期がさまざまなライフイベントと重なることを踏まえて、自分の能力を希望に応じて社会で発揮できる機会を確保し、生活の基盤を安定させることができるよう支援します。 - ヤングケアラーが若者ケアラーになる場合など、年齢や置かれている状況、ケアの内容などが変わっても、その変化に合わせて、必要な支援を途切れさせることなく適切に行います。																				
市の責務	- 市は、ケアラー支援の取組を総合的かつ計画的に進めます。 - 市は、ケアラーをできるだけ早く把握するよう努めます。 - 市は、これらの取組を円滑に進めるため、市民、事業者、関係機関、民間支援団体などと互いに連携し、協力します。																				

市民等の役割	市民等は、ケアラーがどのような状況に置かれているのか、なぜ支援が必要なのかについて理解を深めるとともに、ケアラーが孤立しないよう十分に配慮し、市が行うケアラー支援の取組に協力するよう努めます。
事業者の役割	- 事業者は、ケアラーがどのような状況に置かれているのか、なぜ支援が必要なのかについて理解を深めるとともに、事業を行うときは、市が行うケアラー支援の取組に協力するよう努めます。 - 事業者は、雇用する従業員の中にもケアラーがいる可能性があることを理解し、その従業員がケアラーであることが分かったときは、本人の希望を大切にしながら、仕事を続けるための配慮や必要な情報の提供など、必要な支援を行うよう努めます。
関係機関の役割	- 関係機関は、ケアラーがどのような状況に置かれているのか、なぜ支援が必要なのかについて理解を深めるとともに、業務を行うときは、市が行うケアラー支援の取組に積極的に協力するよう努めます。 - 関係機関は、日頃の業務を通してケアラーと関わる可能性があることを認識し、ケアラーをできるだけ早く把握するよう努めます。 - 関係機関は、業務を通して関わりのある人やその家族などがケアラーであることが分かったときは、本人の希望を大切にしながら、健康状態や生活環境などを確認し、どのような支援が必要なのかを把握するよう努めます。 - 関係機関は、支援を必要としているケアラーに対して、必要な情報を提供するとともに、適切な支援を行う他の関係機関を案内したり、そこにつないだりするなど、必要な支援を行うよう努めます。
学校等の役割	- 学校等は、ヤングケアラーや若者ケアラー本人の希望を大切にしながら、教育を受ける機会が十分に確保されているかを確認し、支援が必要なのかを把握するよう努めます。 - 学校等は、支援を必要としているヤングケアラーや若者ケアラーから、教育や福祉について相談を受けたときは、その相談に応じるよう努めます。
ケアラー支援に関する施策	市は、ケアラーが自分らしく、健康で文化的な生活を送ることができるよう、次のような取組を行います。 - ケアについて相談できる体制を整え、そのことを広く知らせます。 - ケアラーを支援する人を育てるため、必要な研修を行ったり、情報を提供したりします。 - ケアラーが休んだり、その他の事情で一時的にケアができなくなったときに、代わりにケアを行う取組など、ケアラーの負担を軽くするために必要な支援を行います。 - ケアラーが、ケアの方法などについて理解を深められるよう、必要な支援を行います。 - ケアラー同士が交流できる場をつくるなど、ケアラーがお互いに支え合う活動を応援します。 - 学校生活や社会生活を送ることに困難を感じているケアラーが、学業を続けたり、仕事に就いたりすることができるよう支援します。

広報及び啓発	市は、ケアラーがどのような状況に置かれているのか、なぜ支援が必要なのかについての理解を深め、社会全体としてケアラー支援を進めるため、市民等、事業者、関係機関への広報や啓発などを行います。
体制の整備	- 市は、ケアラー支援の取組を進めるため、その取組を総合的かつ計画的に行う体制を整備するとともに、市、関係機関、民間支援団体などが互いに緊密な連携をしながら協力する体制を整備するよう努めます。 - 市は、ケアラー支援の取組を進めるに当たって、関係部局が横断的に連携し、協議するための話し合いの場を設けます。また、その取組状況について検討し、適切な対応を行うように努めます。

3 今後のスケジュール（予定） ※会議の回数、開催時期は変更となる場合もあります

時 期	内 容
R 8. 1 1 下旬頃	千葉市議会政策調整会議開催 ※公開会議 ・意見募集結果及び意見に対する回答の協議
R 9. 1 下旬頃	千葉市議会政策調整会議開催 ※公開会議 ・条例案の最終協議、確定
R 9. 2 中旬頃	令和9年第1回定例会への条例議案提出（発議）

【参考】ケアラー支援条例（案）の検討経過

時 期	内 容
政策立案体制 新 設 (R7. 8. 22)	千葉市議会機能向上委員会において、政策立案機能強化（条例提出等）の体制整備として、「政策調整会議」及び「政策調整プロジェクトチーム（以下、「政策調整PT」）を新設。
政策検討 (R7. 10. 2～10. 6)	条例（案）作成の作業チームである「政策調整PT」において、各交渉会派から提議された本市の課題・問題点等を精査し、協議の結果、ケアラー支援条例の立案を決定。
政策立案 (R7. 10. 6～現在)	市所管課との勉強会、非交渉会派・無所属議員との意見交換会等を含む、全7回の政策調整PT開催を経て、条例（案）を作成。 政策調整PT作成の条例（案）を精査するため、「政策調整会議」において市所管課との意見交換会、ケアラー支援の専門家講師による講演会の開催等、全5回の会議を開催。 それら会議等での協議を踏まえ、条例（案）の骨子が確定したことから、本意見募集の実施に至る。